

保護者 様

宇都宮市立上河内中学校長 大島 聡

学校教育活動における感染症対応等について

新緑の候、保護者の皆様にはご健勝のことと拝察申し上げます。また、日頃より本校教育に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応につきましては、法改正及び文部科学省等からの通知を基に、下記の通りとしますので、ご確認ください。

なお、生徒等の間で、感染の有無やマスク着用の有無によって差別・偏見等がないよう適切に指導いたしますので、ご家庭におきましてもご協力をお願いいたします

記

1 平時における感染症対策について

※全ての教育活動について、以下の感染症対策を講じた上で通常通り実施します。

(1) 家庭との連携による健康観察

- ・ 学校や家庭において生徒の健康状態を把握し、発熱や咽頭痛等普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養し、必要に応じて医療機関での受診をお願いします。なお、医療機関での検査や検査キット等での自己検査を、学校が求めることはありません。
- ・ 発熱等の風邪症状が見られた場合、出席停止等の扱いではなく、今後は「病欠扱い」とします。【変更】

(2) 適切な換気の確保

- ・ 気候上可能な限り常時2方向の窓を開けて換気を行います。
- ・ 必要に応じて、教室等の二酸化炭素濃度を計測します。

(3) 手指衛生の指導等

- ・ 外から教室に入るときや給食前後等、流水と石けんでの手洗いを指導します。
- ・ 他者に飛沫を飛ばさないよう咳エチケットを行うよう指導します。(ハンカチ等の持参をお願いします)

(4) マスクの着用

- ・ 生徒や教職員に対して、着用を求めないことを基本とします。ただし、着脱を強いることのないようにし、個人の選択を尊重します。

2 感染流行時における感染対策について

- ・ 地域や学校において感染が流行している場合などには、生徒や教職員にマスクの着用を促します。ただし、着用を強いることがないようにします。
- ・ 各教科等の「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、近距離や大声での会話を控える等の対策を講じます。

3 出席停止等の取扱いについて**(1) 生徒が感染した場合**

- ・ 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。(発症した日及び軽快した日の翌日から起算)
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒のマスク着用を推奨します。

(2) 生徒の同居者等が感染した場合

- ・ 濃厚接触者を特定することがなくなるため、感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象とはなりません。【変更】

(3) その他

- ・ 基礎疾患のある生徒の中で、主治医等から登校すべきでないと判断されたり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情で、生徒を登校させることに不安があったりする場合は、学校へご相談ください。合理的な理由があると判断する場合は、出席停止等の対応を検討します。

連絡先

674-2108